

処 分 基 準

平成30年7月1日作成

法 令 名 : 東京都水上安全条例
根 拠 条 項 : 第17条第5項
処 分 の 概 要 : 水路使用許可の取消し・許可の効力の停止
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : (許可の効力を停止する場合) 警察署長は、次のいずれかの場合、条例第17条第1項の許可の効力を停止することができる。 1 警察署長が許可条件の違反を認めるときは、許可条件違反を是正するために必要な期間、効力を停止することにより、許可条件違反を是正すると認められる場合 2 船舶交通の安全のため、特別の必要が生じたときは、一定期間許可の効力を停止することで、条例第17条第2項の基準を満たすと認められる場合 (許可を取り消す場合) 警察署長は、次のいずれかの場合、条例第17条第1項の許可を取り消すことができる。 1 警察署長が許可条件の違反を認めるときで、許可条件違反を是正するために必要な期間、効力を停止しても、許可条件違反の是正が認められない場合 2 船舶交通の安全のため、特別の必要が生じたときは、一定期間許可の効力を停止しても、条例第17条第2項の基準を満たないと認められる場合
問 合 せ 先 : 許可を受けた警察署の地域課
備 考 :